

22 愛西上 号 外
平成22年10月26日

愛西市水道事業指定給水装置工事事業者各位

愛西市水道事業
上水道課長 八木 恒夫

道路使用許可申請および地元通知について

このことにつきまして、平成21年5月の運用変更以降、未だ適切な運用がなされていない工事店がありますので、別紙のとおり遵守してください。

なお別件ですが、現場の工事看板の発注者欄に「愛西市水道事業」と誤記入のあるのを多々見かけますが、発注者は申込者（施主）ですので注意してください。

愛西市役所 八開庁舎 上下水道部 上水道課
0567-37-0231（内線142）

道路使用許可申請および地元通知について

施工業者は、当水道事業にて申請書類を提示し職員が確認した後に、建設課へ3部（2部：警察署提出用、1部：建設課控用）提出して下さい。

建設課で受付印を受領した後、津島警察署へ2部提出してください。

許可が下りた後、許可書及び条件事項の写しを建設課へ提出してください。

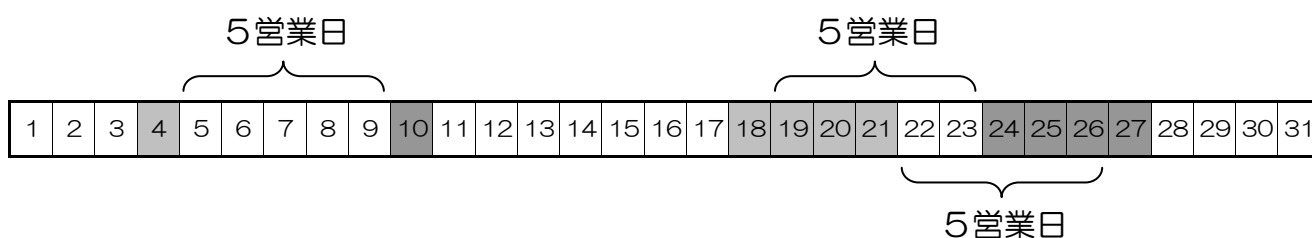
地元総代への工事通知は、建設課より月に2回（通知日：毎月10日・25日前後）行います。

許可書等の写しを通知日の5営業日前までに建設課へ提出して下さい。

許可申請書の工期は、通知日より10日以上先にしてください。

原則として、建設課から総代へのルートにのせて、地元通知及び工事を行ってください。

ただし、やむを得ない至急の場合は、施工業者から直接総代へ責任をもって通知してください。なお、そのときは事前に当水道事業へ協議をすること。



■：建設課へ「許可書等の写し」を提出する期限

■：建設課が地元総代へ通知する日

例) 工期 6/20 ~ 7/20 の場合

総代への通知：6/10・・・工期の10日以上前

建設課へ許可書等の写しの提出：6/4・・・総代への通知の5営業日以上前

建設課及び警察署への申請書提出：5/28・・・許可が下りるまで約1週間

H22年度 総代への通知日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
27日	27日	25日	27日	27日	27日	27日	26日	27日	27日	25日	25日

※ 市発注工事における道路使用許可の取得の場合は、次の点に注意してください。

- ・申請書に工事契約書の写し（金額は隠した状態でもよい）を添付すること
- ・表紙の右下以外の余白部分に担当課印を受領すること